

公社債・公社債投資信託の特定口座への受入れに係るQ & A
(平成28年1月版)

平成28年1月
日本証券業協会

公社債・公社債投資信託の特定口座への受入れに係るQ & A

—— 目次 ——

【平成28年からの公社債等の特定口座での取扱いについて】	1
Q1. 公社債や公社債投資信託が特定口座の対象になるのですか。	1
Q2. どのような公社債や公社債投資信託が特定口座の対象になるのですか。	1
Q3. 既に一般口座で特定公社債等を保有しているのですが、特定口座に受け入れることができますか。	1
【特定取得上場株式等の特定口座への受入れについて】	2
Q4. 特定取得上場株式等とは、具体的にはどのようなものですか。	2
Q5. 平成28年1月1日時点で特定口座を開設しておらず、特定取得上場株式等を特定口座に受け入れることができませんでした。この場合、受け入れることのできなかつた特定取得上場株式等は特定口座に受け入れることができないのでしょうか。	3
【一般取得上場株式等の特定口座への受入れについて】	3
Q6. 一般取得上場株式等とは、具体的にはどのようなものですか。	3
Q7. 平成28年1月1日に特定口座に受け入れることができなかった一般取得上場株式等があります。この場合、受け入れることができなかった一般取得上場株式等は特定口座に受け入れることができないのでしょうか。	3
【特例上場株式等の特定口座への受入れについて】	4
Q8. 「特例上場株式等」とは、具体的にはどういったものですか。	4
Q9. 「特例上場株式等」を特定口座へ受け入れる際の手続きについて教えてください。	4
Q10. 確認書類とは、具体的にはどういったものですか。	4
Q11. 同一銘柄について、確認書類を複数持っています。「特例上場株式等」として特定口座に受け入れる際の決まりはありますか。	5
Q12. 確認書類に有効期限のようなものはありますか。	5
Q13. 結婚に伴い姓が変わり、確認書類に記載されている姓と違います。この場合、旧姓で記載されている確認書類は使えますか。	5
Q14. 確認書類は、特定口座を開設する金融商品取引業者等以外の他の金融商品取引業者等から交付されたものも認められますか。	5
Q15. 確認書類には、取得単価が記載されていますが、「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。	5
Q16. メール送信や金融商品取引業者等の専用のウェブページでの表示など書面に代えて電磁的方法により交付される場合に、取引報告書をプリン	

トアウトしたものは確認書類として認められますか。	5
Q17. 確認書類の正本（原本）は返却されますか。	6
Q18. 確認書類があっても、その書類に基づいて「特例上場株式等」を特定口座に入れてもらえないことがあるようですが、それはどのような場合ですか。	6
Q19. 相続、贈与又は遺贈により取得した特定公社債等についても、特例上場株式等として特定口座に受け入れることができますか。	6
Q20. 「特例上場株式等」を特定口座に入れた後の譲渡損益の計算はどのようになりますか。	6
Q21. 「特例上場株式等」の特定口座へ受入れの申込みから、特定口座に入るまでの期間は、実際にどれくらいかかりますか。	7
Q22. 平成28年1月1日までに特定口座を開設していなかったため、特定取得上場株式等や一般取得上場株式等を特定口座に受け入れることができませんでした。この場合、このような特定公社債等を特定口座に受け入れることはできないのでしょうか。	7

【平成 28 年からの公社債等の特定口座での取扱いについて】

Q 1. 公社債や公社債投資信託が特定口座の対象になるのですか。

はい。平成 28 年 1 月 1 日以後は、一定の公社債（以下「特定公社債」といいます。）や公募公社債投資信託について特定口座で取り扱うことが可能となっており、その譲渡損益が特定口座での計算対象となっています（源泉徴収ありの特定口座では、譲渡損がある場合は、特定公社債の利子や公募公社債投資信託の収益分配金と通算することができます。）。

Q 2. どのような公社債や公社債投資信託が特定口座の対象になるのですか。

以下の特定公社債及び公募公社債投資信託（以下「特定公社債等」といいます。）が新たに特定口座の対象となります。

- ① 上場公社債
- ② 国債及び地方債
- ③ 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券
- ④ 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券
- ⑤ 発行の際の募集が一定の公募により行われた公社債
- ⑥ 有価証券報告書などにより開示を行っている法人が発行する社債
- ⑦ 国内外の金融商品取引所の規則に基づき公表される公社債情報（プログラム情報）に基づき発行される公社債で一定のもの
- ⑧ 国外において発行された公社債で一定のもの
- ⑨ 外国の政府が出資する一定の外国法人、外国の特別の法令に基づき設立された一定の外国法人又は国際機関が発行し、又は保証する債券
- ⑩ 銀行等が発行した社債で一定のもの
- ⑪ 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社に該当する会社が発行したものを除きます。）
- ⑫ 公募公社債投資信託（MRF や MMF も含まれます。）

Q 3. 既に一般口座で特定公社債等を保有しているのですが、特定口座に受け入れることができますか。

はい。一般口座で保有している特定公社債等のうち、下表の①及び②については平成 28 年 1 月 1 日に、③については平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に特定口座に受け入れることが可能です。

なお、受け入れの時までに特定口座が金融商品取引業者等に開設されている必要があり、受入れの際には金融商品取引業者等への一定の手続きが必要になりますので、お早めにお取引先の金融商品取引業者等にご相談ください。

取得等の状況	備考
① 平成27年12月31日までに購入し、購入のときから引き続きその金融商品取引業者等で保有している特定公社債等	【特定取得上場株式等の特定口座への受入れについて】(Q4、5)をご参照下さい。 (左記の特定公社債等を相続・贈与・遺贈により取得した場合も含まれます。)
② 平成27年6月30日以前から引き続き、金融商品取引業者等で保有している特定公社債等(①に該当するものを除きます。)	【一般取得上場株式等の特定口座への受入れについて】(Q6、7)をご参照下さい。 (左記の特定公社債等を平成27年7月1日以後に相続・贈与・遺贈により取得した場合も含まれます。)
③ 上記のいずれにも該当しない場合(平成28年1月1日以後にその金融商品取引業者等を通じて購入したもの並びに①及び②に該当するものを除きます。)	【「特例上場株式等」の特定口座への受入れについて】(Q8～22)をご参照ください。 (例えば、平成27年7月1日以後に他社からの移管や入庫により受入れたものが該当します。)

※ 平成28年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて購入した特定公社債等を特定口座に受け入れるためには、あらかじめ特定口座が開設されている必要があります。事後的に特定口座に受け入れることはできませんので、購入前に特定口座が開設されているかあらかじめご確認下さい。

【特定取得上場株式等の特定口座への受入れについて】

Q4. 特定取得上場株式等とは、具体的にはどのようなものですか。

特定取得上場株式等とは、以下のすべてに該当する特定公社債等(新株予約権付社債を除きます。)をいいます。特定取得上場株式等は、特定口座を開設している金融商品取引業者等への依頼により、平成28年1月1日に限り、特定口座に受け入れることができました。

- ① 平成27年12月31日までに金融商品取引業者等を通じて購入したものであること(募集や売出しに応じて取得したものを含まれます。)
- ② 購入した日以後引き続き、購入した金融商品取引業者等の一般口座で保有がされているもの。
- ③ 購入した金融商品取引業者等において、取得の日・取得価額が管理されているもの。

Q 5. 平成 28 年 1 月 1 日時点で特定口座を開設しておらず、特定取得上場株式等を特定口座に受け入れることができませんでした。この場合、受け入れることのできなかつた特定取得上場株式等は特定口座に受け入れることができないのでしょうか。

いいえ。一定の手続きを行うことで、特例上場株式等として特定口座に受け入れることが可能です。Q22 をご参照下さい。

【一般取得上場株式等の特定口座への受入れについて】

Q 6. 一般取得上場株式等とは、具体的にはどのようなものですか。

一般取得上場株式等とは、以下のすべてに該当する特定公社債等（新株予約権付社債を除きます。）をいいます。一般取得上場株式等は、特定口座を開設している金融商品取引業者等への依頼により、平成 28 年 1 月 1 日に限り、特定口座に受け入れることができました。

- ① 平成 27 年 6 月 30 日以前から引き続き、その金融商品取引業者等の一般口座で保有がされているもの（取得の方法は問いません。他社からの移管や入庫により一般口座に受け入れたものが主な対象となります。）。
- ② Q 4 の特定取得上場株式等に該当しないもの。

Q 7. 平成 28 年 1 月 1 日に特定口座に受け入れることができなかった一般取得上場株式等があります。この場合、受け入れることができなかった一般取得上場株式等は特定口座に受け入れることができないのでしょうか。

一般取得上場株式等を特定口座に受け入れることができなかった原因に応じて、以下の方法で、特例上場株式等として特定口座に受け入れることができます。

原因	受入れ方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般取得上場株式等の取得価額（その一般口座に受け入れた日における発行価額、売価額又は基準価額）がなかった。 	<p>実際の取得日・取得価額が確認できる書類等があれば、Q 9 の方法で特定口座に受け入れることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年 1 月 1 日に特定口座を開設していなかった。 ・ 特定口座への受入れの依頼をしていなかった。 	<p>Q22 の方法で特定口座に受け入れることができます。</p>

※ 詳細は、金融商品取引業者等にお問い合わせ下さい。

【特例上場株式等の特定口座への受入れについて】

Q 8. 「特例上場株式等」とは、具体的にはどういったものですか。

特例上場株式等とは、以下のすべてに該当する特定公社債等（新株予約権付社債を除きます。）をいいます。

具体的には、平成 27 年 7 月 1 日以後に他社から移管がされたものなどが対象となります。

- ① Q 4 の特定取得上場株式等に該当しないもの。
- ② Q 6 の一般取得上場株式等に該当しないもの。
- ③ 平成 28 年 1 月 1 日以後に、特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて購入（募集、売出しによる取得を含みます。）したものでないもの。

「特例上場株式等」は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一定の手続きを行うことで、お客様が開設している特定口座に受け入れることができます。

ただし、受入れ先の金融商品取引業者等で特定口座での取扱いをしていない商品である場合や Q 18 の場合には特定口座に受け入れられないことがあります。

Q 9. 「特例上場株式等」を特定口座へ受け入れる際の手続きについて教えてください。

「特例上場株式等保管委託依頼書」（注）に、その特例上場株式等の種類、銘柄、数又は額面金額、取得の日及び取得価額等の必要事項を記載し、取得の日・取得に要した金額を証する一定の書類（以下、「確認書類」といいます。どの書類が確認書類として利用できるかは Q 10 をご参照下さい。）を添付して、金融商品取引業者等に提出していただきます。

金融商品取引業者等では、お客様から提出された「特例上場株式等保管委託依頼書」に記載された取得の日、取得価額等を確認します。

なお、金融商品取引業者等では、税法上、確認書類の正本（原本）をいただくこととなります（顧客勘定元帳及びおよび特例上場株式等の取得に係る売買契約書は、その写し（コピー）を提出してもよいこととされています。）。

（注） 「特例上場株式等保管委託依頼書」は金融商品取引業者等においてご用意しております。

Q 10. 確認書類とは、具体的にはどういったものですか。

確認書類とは、お客様の氏名、取得年月日、取得に要した金額、銘柄及び数又は額面金額の記載がある書類で、特定公社債等の取得のときに金融商品取引業者等から交付を受けた取引報告書や受渡計算書、定期的に交付を受けた取引残高報告書、お客様の求めに応じて金融商品取引業者等が交付した顧客勘定元帳の写しなどを使用することができます。

これらの書類を提出した場合には、金融商品取引業者等は書類に記載されて

いる取得の日及び取得に要した金額を基に計算された取得価額で特定口座に入れることとなります。確認書類の一覧は別紙をご参照下さい。

**Q11. 同一銘柄について、確認書類を複数持っています。「特例上場株式等」
として特定口座に受け入れる際の決まりはありますか。**

金融商品取引業者等は、お客様から提出される確認書類及び「特例上場株式等保管委託依頼書」により、「特例上場株式等」の受入れの手続きを行うこととなります。その際に、どの確認書類を提出されるかは、最終的にはお客様ご自身で判断していただくこととなります。

Q12. 確認書類に有効期限のようなものはありますか。

有効期限は特にありませんので、古い書類でも問題ありません。

**Q13. 結婚に伴い姓が変わり、確認書類に記載されている姓と違います。この
場合、旧姓で記載されている確認書類は使えますか。**

基本的には使用できますが、場合によっては、金融商品取引業者等では、その確認書類がご本人のものかどうかを戸籍抄本等により確認させていただきます。

**Q14. 確認書類は、特定口座を開設する金融商品取引業者等以外の他の金融商
品取引業者等から交付されたものも認められますか。**

お客様の氏名、取得年月日、取得に要した金額、銘柄及び数又は額面金額といった、確認書類として求められている記載があれば、他の金融商品取引業者等から交付されたものも確認書類として認められます。

**Q15. 確認書類には、取得単価が記載されていますが、「取得に要した金額」
として扱ってもらえますか。**

確認書類には少なくとも、取得単価、お客様の氏名、取得年月日、銘柄及び数（口数）又は額面金額の記載があれば結構です。金融商品取引業者等では、その取得単価に基づいて、取得価額を算定します。

**Q16. メール送信や金融商品取引業者等の専用のウェブページでの表示など書
面に代えて電磁的方法により交付される場合に、取引報告書をプリントア
ウトしたものは確認書類として認められますか。**

書面に代えて電磁的方法により交付された取引報告書をプリントアウトしたものも認められます。

ただし、電磁的方法により交付された取引報告書であっても、お客様の氏名、取得年月日、取得に要した金額、銘柄及び数又は額面金額のほか、確認書類を作成した金融商品取引業者等の名称が判別できることであることが必要です。

Q17. 確認書類の正本（原本）は返却されますか。

税法上、お客様は正本（原本）を提出していただき、金融商品取引業者等がそれを一定期間保存することとされているため、確認書類の正本（原本）は返却されません。

（注） 確認書類については、必要に応じて、あらかじめコピーをお取りください。

Q18. 確認書類があっても、その書類に基づいて「特例上場株式等」を特定口座に入れてもらえないことがあるようですが、それはどのような場合ですか。

特定口座の管理を行う金融商品取引業者等は、「特例上場株式等」についても、税法上、確認書類についての確認を行い、正しい取得の日及び取得価額で特定口座に受入れなければならないこととされています。

このため、例えば、確認書類に記載されている取得年月日や取得に要した金額について、金融商品取引業者等の窓口で、正しくないものであると判定された場合には、その確認書類による「特例上場株式等」の特定口座への受入れをお断りいたしますのでご注意ください。

Q19. 相続、贈与又は遺贈により取得した特定公社債等についても、特例上場株式等として特定口座に受け入れることができますか。

相続、贈与又は遺贈により取得した特定公社債等についても、特例上場株式等として特定口座に受け入れることが可能です。この場合、お客様が相続等によって取得したものであることを確認する必要があります。

そのため、「特例上場株式等保管委託依頼書」（Q9）と「確認書類」（Q10）で、被相続人、贈与者、遺贈者（以下、「被相続人等」といいます。）の氏名が記載されているものに加えて、特定口座に受け入れようとする特定公社債等を、被相続人等の方からお客様が相続等により取得したことを証明する書類として、遺産分割協議書、贈与契約書、遺言書などの原本又はその写し（コピー）が必要となります。

Q20. 「特例上場株式等」を特定口座に入れた後の譲渡損益の計算はどのようになりますか。

金融商品取引業者等では、「特例上場株式等」を特定口座へ受入れる際、確認書類に基づいて、取得の日及び取得に要した金額を確認いたします。

また、既に同一銘柄が特定口座に受入れられている場合には、特例上場株式等を特定口座に受け入れた際、取得価額は再計算（総平均）されることとなります。

Q21. 「特例上場株式等」の特定口座へ受入れの申込みから、特定口座に入るまでの期間は、実際にどれくらいかかりますか。

「特例上場株式等」の特定口座への受入れには、申込みから所定の期間が必要になります。詳しくは、お取引先の金融商品取引業者等にご確認ください。

なお、平成28年12月31日までに特定口座への受入れを完了する必要がありますので、余裕を持ってお取引先の金融商品取引業者等にご相談ください。

Q22. 平成28年1月1日までに特定口座を開設していなかったため、特定取得上場株式等や一般取得上場株式等を特定口座に受け入れることができませんでした。この場合、このような特定公社債等を特定口座に受け入れることはできないのでしょうか。

平成28年1月1日に特定口座に受け入れることのできなかった特定取得上場株式等や一般取得上場株式等は、原則として、その後特定口座に受け入れることはできません。

しかし、これらの特定取得上場株式等や一般取得上場株式等については、「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を金融商品取引業者等に提出していただくことにより、特例上場株式等として特定口座に入れることができます（注）。

（注）この場合、「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」により、一般口座の振替口座簿に記載等がされている又は保管の委託をしている特定公社債等を一旦出庫した上で、特定口座に受け入れることとなります。なお、「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」は、金融商品取引業者等においてご用意しております。

この場合、通常の特例上場株式等と同様に、特定口座の受入れの際には、上記の依頼書と併せて、Q10の確認書類の提出が必要となります。

以 上

※ 本Q&A中、「金融商品取引業者等」とは、金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）及び登録金融機関をいい、具体的には、証券会社、銀行などです。

※ 本Q&Aにつきましては、2016年（平成28年）1月時点の法令等を元に作成しております。今後の法令改正等により、内容が変更となる可能性がございますので、ご注意ください。

※ 実際のお取引に関しましては、お取引先の金融商品取引業者等にご相談ください。

特例上場株式等の特定口座への受入れに係る確認書類

○取得の日及び取得に要した金額が確認できる書類（注1、2、4）

（租税特別措置法施行令附則（平成25年）7条⑦）

（租税特別措置法施行規則附則（平成25年）2条④）

確認書類の種類
① 契約締結時交付書面（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
② 取引報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
③ 取引残高報告書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
④ 受渡計算書（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
⑤ 上記①から④に相当する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）（注3）
⑥ 顧客勘定元帳等の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
⑦ 特例上場株式等を発行した法人が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
⑧ 特例上場株式等を発行した法人の会社法（平成17年法律第86号）第683条に規定する社債原簿管理人（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第125条の規定により読み替えられた会社法第683条に規定する特定社債原簿管理人又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律198号）第166条第2項に規定する投資主名簿等管理人を含む。）が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
⑨ 上記①から⑧までに掲げるもののほか、金融商品取引業者等又は信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）
⑩ 当該特例上場株式等の取得に係る売買契約書の写し（取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）

（注1）取得者とは、提出する確認書類においてその特例上場株式等を取得した者とされている者をいう。

（注2）特定口座に受け入れようとする公社債投資信託が、受益権の分割及び併合並びにファンドの合併の事由により取得したものであるときは、当該取得の基因となった受益権に係る確認書類が含まれる。

(注3) 上記①から④に相当する書類とは、例えば、証券会社等が作成した照合通知書等（いずれの書類も取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限る。）である。

(注4) 確認書類に記載されている取得者の氏名は、原則、申込者本人に限られるが、一定の相続、贈与又は遺贈により特例上場株式等を取得したことにより、確認書類に記載された取得者の氏名と申込者の氏名が異なる場合は、遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書等又はその写しを当該確認書類に添付することにより、確認書類として受け入れることができる。